

障害福祉サービス等を利用される皆様へ



障害福祉サービス等を利用するにはサービス等利用計画案を作成する必要があります。

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや児童福祉法に基づく障害児通所サービスを利用される方につきましては、サービスを新規に申請する場合や、サービスの支給期間を更新する場合、支給量などの変更申請を行う場合などの際に、サービス等利用計画案を作成し区へ提出していただき、区はサービス等利用計画案を参考に支給決定することになります。

◇サービス利用計画案の作成が必要なサービス

- ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・短期入所 ・重度包括等支援 ・療養介護
- ・生活介護 ・自立訓練（機能訓練） ・自立訓練（生活訓練） ・宿泊型自立訓練 ・就労移行支援
- ・就労継続支援A型 ・就労継続支援B型 ・就労定着支援 ・施設入所支援 ・共同生活援助
- ・自立生活援助 ・地域移行支援 ・地域定着支援

サービス等利用計画案の作成方法には2つの方法があります。

■指定を受けた特定相談支援事業者からサービス利用計画案を作成してもらう方法

（相談支援専門員が計画案を作成します。利用負担（交通費など実費を除く）はありません。）

【具体的な方法】

- ・居宅介護、重度訪問介護を利用する方や短期入所のみ利用されている方
⇒すこやか障害者相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成を行います。
※すこやか障害者相談支援事業所以外の事業者にも計画案作成を依頼することもできます。
- ・通所サービスや入所サービスなど上記以外のサービスを利用されている方
⇒利用されている事業所に併設された又はその他の特定相談支援事業者にも作成を依頼。



■サービスを利用されるご本人や家族、支援者などがサービス等利用計画案（セルフプランと言います）を作成する方法

【具体的な方法】

- ・自らサービス利用計画案の作成を希望する人や特定相談支援事業所に作成を依頼できない場合に区の定めた様式のセルフプランを提出します。
※セルフプランを作成する場合は、作成の意思を表す「届出書」を提出します。
- ・セルフプランの様式や記入例などは中野区ホームページからダウンロードするか、又はお近くのすこやか障害者相談支援事業所、区役所障害福祉課にお尋ねください。



サービス等利用計画の提出手順

